



## 業界ニュース

### 省エネベンチマーク制度（産業トップランナー制度） ～2018年度も対象業種の拡大を検討中～

省エネ法は1979年に石油危機を契機として制定されましたが、それ以来、数々の制度が導入されてきました。近年においては、2009～2010年に省エネベンチマーク制度（産業トップランナー制度）が産業部門に導入され、その後、業務部門への導入、対象業種の拡大が行われています。今回は、この省エネベンチマーク制度について押さえておきたいポイントを、経済産業省による資料をもとに解説します。

#### 1. 省エネ法の概要

省エネ法は、事業者へ適切な省エネ取組の実施を義務付ける法律です。事業者は年間の省エネ取組を定期報告し、国は取組状況を評価します。その主な評価基準の一つは、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することにあります。取り組みが著しく不十分と見なされた場合、国による指導や立入検査、指示、公表、命令、罰則が課されます。

出典：経済産業省「[ベンチマーク制度の概要について](#)」P2  
平成28年11月 資源エネルギー庁 省エネルギー課

#### 2. 省エネベンチマーク制度とは

省エネベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を業種共通の指標（ベンチマーク指標）を用いて評価するものです。各事業者が目標の達成を目指し、省エネ取組を行う中で、その取組が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にします。非常に進んでいる事業者を評価し、遅れている事業者にはさらなる努力を促す仕組みです。

#### 3. 省エネ法における問題意識と省エネベンチマーク制度導入まで

省エネベンチマーク制度は、省エネ法に生じた、主に以下の問題を解決するために2008年より検討されはじめました。

- 1) エネルギー消費原単位の年平均1%以上低減を維持することが困難となっている。
- 2) すでに相当程度省エネ取組を進めてきた優良事業者が1%未達により適正に評価されない。

省エネベンチマーク制度は2009～2010年に、まず高炉による製鉄業や各種製造業などの6業種10分野の産業部門へ導入されました。そして2016年からは、事務所・ビル、卸小売業、ホテル・旅館などの業務部門に対象業種の拡大が行われています。

出典：経済産業省「[ベンチマーク制度の概要について](#)」P4～5  
平成28年11月 資源エネルギー庁 省エネルギー課

#### 4. 省エネベンチマーク制度（産業トップランナー制度）の拡大

未来投資に向けた官民対話（第3回 2015年11月26日）において、製造業向けの産業トップランナー制度（省エネベンチマーク制度）を、2015年度中に流通・サービス

業（業務部門）へ拡大し、3年以内（2018年度中）に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する旨が、安倍総理より発表されました。

その翌年から対象業種の拡大が行われ、2016年4月に業務部門のトップバッターとしてコンビニエンスストア業、続いて2017年4月にはホテル・百貨店にも対象が拡大され、導入されました。今後の導入対象として、貸事務所、スーパー、ショッピングセンターが挙げられています。

出典：経済産業省「[ベンチマーク制度の今後の進め方について](#)」P2  
平成29年2月 資源エネルギー庁 省エネルギー課

#### 5. 事業者クラス分け評価制度

省エネベンチマーク制度は2017年度より、すべての事業者を省エネ状況に応じてS・A・B・Cの4段階へクラス分けしています。

クラス	事業者	水準
S	省エネが優良	① 努力目標（※1）達成、または ② ベンチマーク目標（※2）達成
A	一般的	SクラスにもBクラスにも該当しない事業者
B	省エネが停滞している	① 努力目標（※1）未達成かつ、直近2年連続で原単位が対前年度年比増加、または、 ② 5年間平均原単位が5%超増加
C	注意を要する	Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

（※1）努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

（※2）ベンチマーク目標：省エネベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

事業者クラス分け評価制度のメリットは、ベンチマーク達成事業者は原単位1%低減を達成していなくてもSクラスに位置付けられ、複数のベンチマークを報告している事業者は、いずれか一つの業種でベンチマークを達成すればSクラスとされる点です。Sクラスに位置付けられれば、優良事業者として、経済産業省のホームページ上で事業者名や連続達成年数が表示されます。

出典：経済産業省「[ベンチマーク制度の概要について](#)」P9  
平成28年11月 資源エネルギー庁 省エネルギー課



## トレイン 最新情報

### インガソール・ランドがCOP23に参加 ～温室効果ガス排出量の削減とエネルギー効率の向上において 極めて重要な進歩を遂げたことに注目～

トレインが一翼を担うコングロマリット（複合企業体）であるインガソール・ランドが、昨年11月開催のCOP23\*に参加しました。

#### \*COP23とは

国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（2017年11月6日～17日）。COP22（2016年11月）において、パリ協定発効を受け、細則である通称「ルールブック」の策定を目指されることが決まったことを受け、COP23は、このルールブック策定に向けた交渉を進展させる目的で開催された。

参照：[WWFジャパン](http://www.wwf-japan.org/)

#### 参加の目的

インガソール・ランドはCOP23における国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に、数百年国からなる代表の一員として参加しました。その目的は、国レベルの代表者が次世代技術や温室効果ガス削減目標を達成するためのソリューションに関する最新情報にアクセスできるようにするための場において、インガソール・ランドの持つ最新技術や情報の共有をすることによって、各国の気候変動に対処する継続的行動を支援するためです。

インガソール・ランドのPaul Camuti（イノベーション・最高技術責任者、上級副社長）は、次のように述べています。

「気候変動に関する長期的に必要な対策のための会議であるCOP23は、当社のお客様と環境双方に対して有益であり、この会議に参加できたことを非常に喜ばしく思います。私たちは、持続可能なビジネスの継続が、全世界的な温室効果ガス排出量の削減に寄与することはもちろん、ビジネスとしての成功にもつながるものと信じています。私たちは、お客様ご自身が持つ気候に関する目標達成のお手伝いをするができるよう、幅広い選択肢を持つ革新的なソリューションをご用意しています。」

COP23では、各国政府や様々な民間セクター組織から、温室効果ガス削減目標を達成するためのベストプラクティスが共有されました。

#### 気候に関するコミットメント

インガソール・ランドは、2014年10月に「気候に関するコミットメント」を発表しています。

これは“製品”と“温室効果ガス排出削減に向けた組織のオペレーションおよび製品ポートフォリオ”から生じる気候への影響を軽減することを約束したものです。



- 2020年までに、製品に使用されている冷媒による温室効果ガス排出量を50%削減し、また2030年までに地球温暖化促進の可能性が低い代替品を当社の製品ポートフォリオ全体に組み入れること。
- 温室効果ガス排出の、長期に渡る低減に資金供給を行うため、今後5年間で製品関連の調査および開発に5億ドルを投資すること。
- 2020年までに企業オペレーションによる温室効果ガス排出を35%削減すること。

インガソール・ランドはこれらの取組の一環として、自社の施設における温室効果ガスの排出量削減についての評価を行いました。これには、照明の交換や、CO2排出量削減、廃棄物の削減や節水に関する、会社としての取組が含まれます。この気候に関するコミットメントにより、当社（Trane）は現在まで、世界中で約670万トンのCO2排出量を削減しています。この量は70万世帯を超える家庭の消費エネルギーによる年間CO2排出量に相当します。当社は、2030年までに5,000万トンのCO2排出量削減を目指します。



インガソール・ランド (Ingersoll Rand, ニューヨーク証券取引所上場, NYSE:IR) は、快適・持続可能・効率的な環境を創出することで、お客様の生活の質の向上を目指しています。クラブカー (Club Car®)、インガソール・ランド (Ingersoll Rand®)、サーモキング (Thermo King®)、トレイン (Trane®) らグループ傘下の各ブランドと連携し、住宅・建物内の空気品質と快適性の向上をはじめ、生鮮食品の品質保持と輸送、工業生産力・産業効率の改善などに対し、全社を挙げて取り組んでまいります。グローバル企業として、更なる発展と持続的成果をお約束いたします。



トレイン・ジャパン株式会社

[jp.trane.com](http://jp.trane.com)

[ingersollrand.jp](http://ingersollrand.jp)

#### 本社

〒141-0021 東京都品川区上大崎4-5-37 本多電機ビル5F  
(営業部) Tel. 03-5435-6442 Fax. 03-5435-6440  
(サービス部) Tel. 03-5435-6443 Fax. 03-5435-6440

#### 大阪事業所

〒577-0848 大阪府東大阪市岸田堂西2-10-28  
(営業部) Tel. 06-6726-4550 Fax. 06-6224-1271  
(サービス部) Tel. 06-6726-4563 Fax. 06-6224-1271